

旧請求文書(導入可能性等調査)
資料①
(様式6)

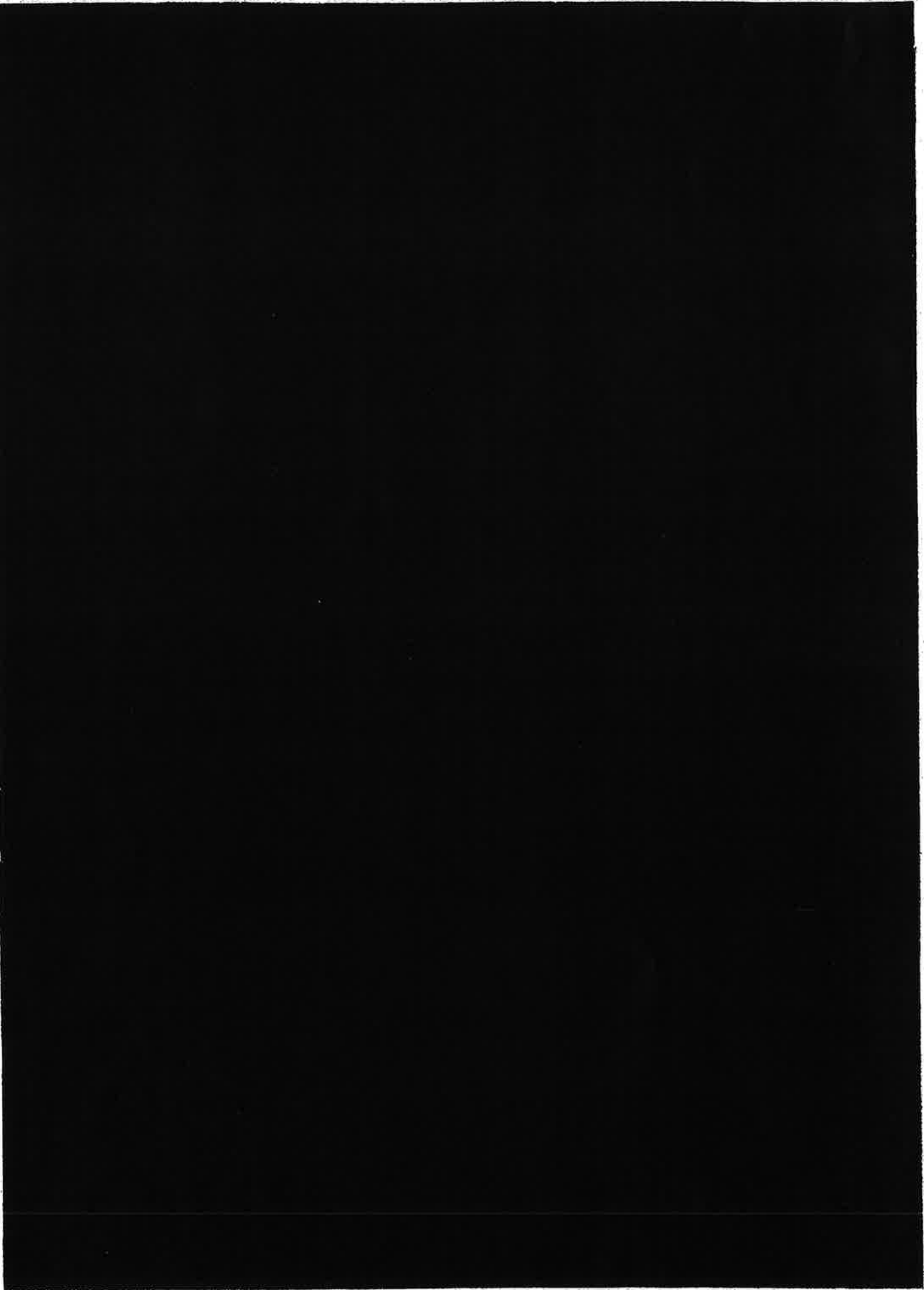
企 画 提 案 書

作成日：平成29年 4月 10日

みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託

提案者名 株式会社 日本総合研究所

2017年6月12日に開示されたもの



審査会答申をうけて

2019年5月14日に再開示されたもの

※ 右左同ページ

仕組みが必要である。

【検討の方向性】

- モニタリングの基本は [redacted] について検討する。
- 要求水準のうち、 [redacted]

効果を確認済である。

- 今後とも [redacted]

実現可能なモニタリング方法を提案する。

【課題と論点(5)】

- 本事業では、 [redacted] 重要である。
- 実際、 [redacted]

大きい。

【検討の方向性】

- 主要な [redacted] を検討する。
- 現時点で想定するのは、 [redacted]

期待できる。

【課題と論点(6)】

- 検討会資料等には「自然災害等により発生する不可抗力のリスクは官が負担」とある

官民が連携して行う必要があり、緊密な連絡体制が必要となる。

- また、貴県が事業主体となり、最終責任主体である以上、 [redacted]

【検討の方向性】

- 技術を専門とする [redacted] 対応策を検討する。
- 例えば、用水供給事業で [redacted]

整理する。貴県が作成済の業務継続計画(BCP)

等も参考に

- なお、 [redacted]

- また、貴県が災害時に備えて他の水道事業体等と締結している災害時の相互応援協定 [redacted]

対応を検討する。

【課題と論点(7)】

- みやぎ型管理運営方式では、 [redacted]

想定している。

- 料金収入の [redacted]

旧請書(資産調査)
資料②

(様式6)

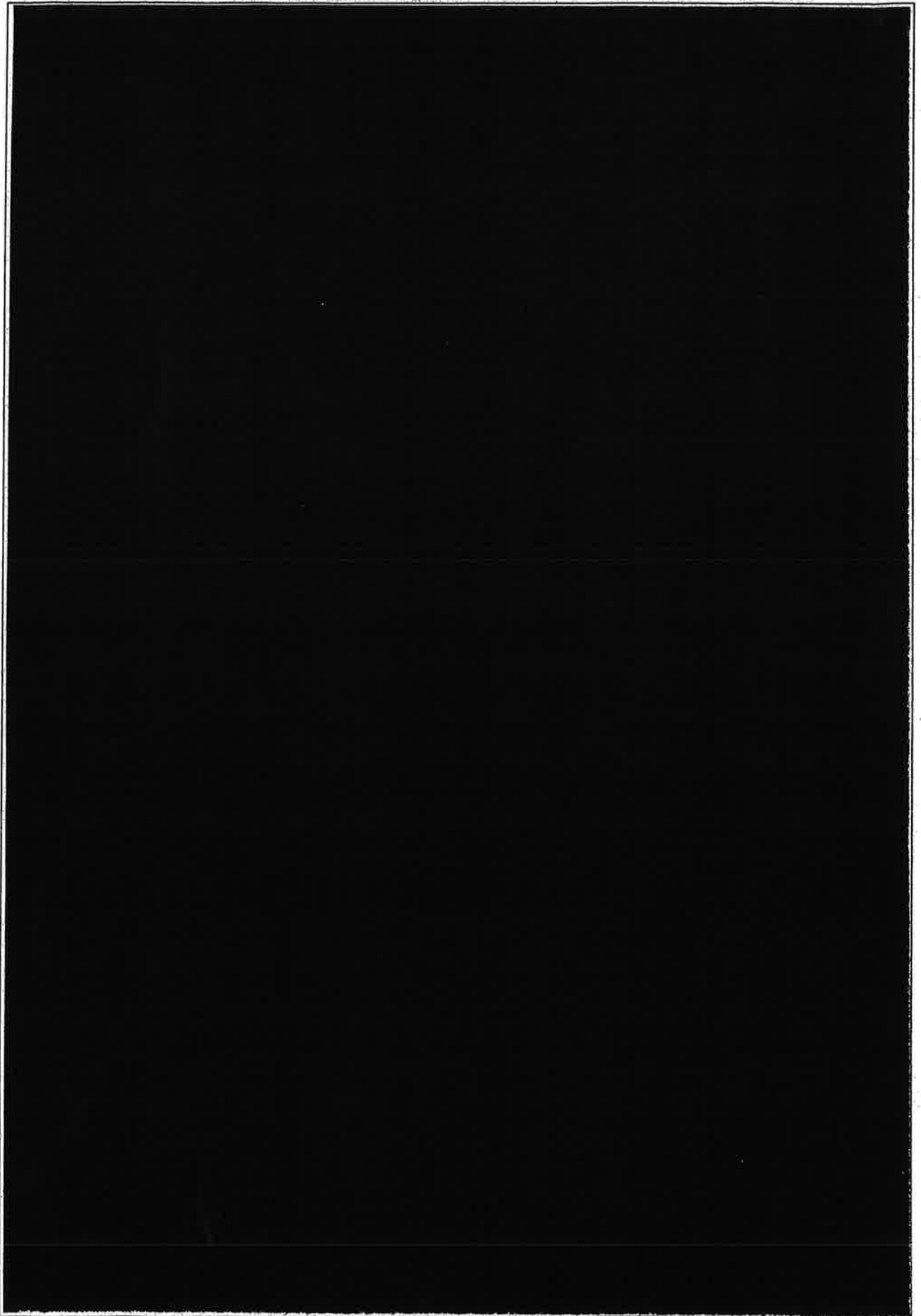
企 画 提 案 書

作成日：平成29年4月10日

上工下水デューディリジェンス調査業務委託

提案者名 有限責任 あずさ監査法人

2017年6月12日に開示されたもの



審査会答申をうけて

2019年5月14日に再指示されたもの

※左右同ページ

■ [redacted] 留意が必要である。

■ [redacted] 整理が必要である。

2. 運営権を設定する資産の評価等

(1) 目的

■ [redacted] が必要となる。

■ とりわけ、[redacted] と認識している。

■ 従って、[redacted] なお、[redacted] とする。

(2) 実施方法

■ [redacted] については、[redacted] を確認する。

■ [redacted] については、[redacted] するとともに、[redacted] するものとする。

[redacted]

■ [redacted] 従って、[redacted]

■ [redacted]

ステップ1 [redacted]

ステップ2 [redacted]

ステップ3 [redacted]

ステップ4 [redacted]

ステップ5 [redacted]

(3) 資産の評価等において留意すべき事項

■ [redacted] されており、[redacted] このことから、[redacted] 実施する。

新請求文書

資料③

(様式6)

企 画 提 案 書

作成日：平成31年1月23日

みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務

提案者名 有限責任 あずさ監査法人

2019年5月14日に開示された

アドバイザー業務の提案書

1. 応募者の概要

会社名	有限責任 あずさ監査法人
本社所在地 (担当事務所の所在地)	東京都新宿区津久戸町1番2号 (東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー)
会社設立年月	昭和60年7月
資本金	3,000,000千円
事業所数	12箇所
従業員数	6,056名
主な業務	監査や各種証明業務をはじめ、財務関連アドバイザーサービス、株式上場支援などを提供。FI・PPP分野においては、公共事業等運営権制度適用の国内先行事例である空港、有料道路等において、公共・民間双方のアドバイザー経験を複数有する。
本業務における 宮城県内の詰め所等	有 (住所：宮城県仙台市青葉区中央1丁目3番1号 アエルビル30階)

【再委託を受ける者の概要】

会社名	[Redacted]
本社所在地 (担当事務所の所在地)	[Redacted]
会社設立年月	[Redacted]
資本金	[Redacted]
事業所数	[Redacted]
従業員数	[Redacted]
主な業務	[Redacted]

会社名	[Redacted]
本社所在地 (担当事務所の所在地)	[Redacted]
会社設立年月	[Redacted]
資本金	[Redacted]
事業所数	[Redacted]
従業員数	[Redacted]
主な業務	[Redacted]

会社名	[Redacted]
本社所在地 (担当事務所の所在地)	[Redacted]
会社設立年月	[Redacted]
資本金	[Redacted]
事業所数	[Redacted]
従業員数	[Redacted]
主な業務	[Redacted]

会社名	[Redacted]
本社所在地 (担当事務所の所在地)	[Redacted]
会社設立年月	[Redacted]
資本金	[Redacted]
事業所数	[Redacted]
従業員数	[Redacted]
主な業務	[Redacted]

4. 企画提案内容

(3) 「みやぎ型管理運営方式」の特徴を踏まえた【情報開示】

業務の理解 情報開示の目的に照らして、[redacted] 開示に向けた準備を行う必要がある。

本件における民間事業者、市町村及び県民等に対する情報開示の目的は以下のとおりである。

民間事業者 [redacted] 行う

市町村、工業用水ユーザー、県民 [redacted]

上記の目的を達するためには、[redacted] 開示に向けた準備が必要となる。

検討事項・留意点 [redacted] 開示に向けて情報のアップデートと開示体制の構築をする。

1 検討事項

民間事業者に対する情報開示

民間事業者に対する開示にあたり検討すべき項目は以下のとおりである。

項目	検討内容	検討の方向性
[redacted]		

既開示情報や上記の項目を踏まえると、開示情報及び開示タイミングは以下のように整理される。

開示情報と開示タイミング

公表資料	[redacted]
	[redacted]

開示資料（開示対象を特定）	[redacted]
---------------	------------

開示体制の構築

情報開示にあたっては開示体制の構築に向け、以下の事項を検討する必要がある。

項目	検討内容	対応方針

市町村及び県民等に対する情報提供

HP上で既に公表されている情報や、シンポジウムにおける情報提供を踏まえると以下の事項を検討する必要がある。

項目	検討内容	対応の方向性

2 留意点

その際の留意点は以下のとおりである。なお、あずさは

留意点	内容	対応方針

情報開示の都度、
あずさでは

-
-
-

手順 県が実施する業務（役割）が多いことから、
した。

情報開示は、事業開始まで継続する頻度の高い業務であり、資料の公表やシンポジウムの開催を伴う県の関与が高い業務である。あずさは、
従って、ある。である。

- 1 事業スキーム・スケジュールの理解及び開示すべき資料と開示タイミングの決定
- 2 開示予定資料のアップデート等の実施と追加収集の実施
- 3 開示体制の構築とタスクの明確化



情報開示のタイミングと実施業務

情報開示体制の構築に向け、以下の事項を検討する必要がある。

実施時期	あずさ実施業務	県実施業務
[Redacted Content]		

シンポジウムの実施と実施内容

シンポジウムの実施時期と実施内容は以下のとおりである。あずさは、
を行い、県は、
する。

実施時期	実施内容
[Redacted Content]	

4. 企画提案内容

(4) 「みやぎ型管理運営方式」の特徴を踏まえた〔運営権設定期間に関するシミュレーション〕

業務の理解

シミュレーションを
実施することが必要である。

本件におけるシミュレーションの目的は、

いる。

FS調査において

いる。

検討事項
・留意点

県とのディスカッションを踏まえ、

検討を実施する。

1 検討事項

検討が必要な論点は以下のとおりである。

2 留意点

検討を進めるには、

不可欠である。この点、あずさが

である。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

なお、審査請求人は、第3に記載のとおり、本件処分で非開示とされた部分のうち、プロポーザル参加企業名（落選業者を含む。）並びに選定業者の技術提案書において有意な情報がないとして黒塗りにされた部分及び企業秘密やノウハウに関係しない部分（以下「本件非開示部分」という。）について開示を求めており、審査会としてはその範囲に限って検討を行うこととする。

3 本件非開示部分の条例第8条第1項第3号該当性について

(1) 条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体, 地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

(2) 選定業者以外の参加業者名について

本件行政文書のうち、別紙1の20及び40には、みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査及び上工下水デューディリジェンス調査の業務委託に係るプロポーザル方式等選定評価結果が記載されている。

実施機関は、本件プロポーザル方式による業者選定業務の対象となった事業が、全国に先駆けて調査・検討に取り組んでいるものであり、全国的にも関心を集めている中で、選定業者以外の参加企業名を開示することは、選定業者との対比において評価が低かったことを明示することとなり、当該法人の社会的な信用力に影響を与えること、及び、今後類似事業が他自治体でも実施された場合、競争上の地位が損なわれるおそれがあるため、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれる旨主張している。

以下、この点について考察する。

宮城県では、一定の予定価格を超える入札及び見積合わせの結果は、「入札結果の公表要領」に基づき、落札者以外も全て公開されている。一方、プロポーザル方式における業者選定は、参加業者が保有する企画やアイデア自体が評価対象であり、所定の仕様に対する金額のみで競う一般の入札と同列に扱うことはできない。

そこで、こうした特殊性も踏まえた上で、プロポーザル方式で選定された業者以外の参加企業名について、条例第8条第1項第3号該当性を検討する。同号で規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる」ためには、当該情報が開示されることにより、事業活動に不利益が生じるおそれがあるという抽象的、名目的な可能性では足りず、利益侵害の程度や実現性が、具体的、実質的であることが求められると解される。

本件非開示部分のうち、選定業者以外の参加業者名が公開されたとしても、特定のプロポーザルにおいて落選したという事実を表すのみであり、また、実施機関の主張についても、抽象的なものに留まることから、参加法人そのものの社会的評価が損なわれ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとまでは認められない。

なお、「業務委託（建設関連業務を除く）等に関するプロポーザル方式等ガイドライン」が平成30年3月に改訂され、プロポーザルに参加した業者名及び総合点を公表することとされたのも、そうした解釈に添った取扱いと行うことができる。

以上のことから、選定業者以外の参加業者名については、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示することが妥当である。

しかしながら、本件処分においては、選定業者以外の参加業者名を非開示とした上で、各審査項目及び評価内容に従って配点され順位が記載された配点表並びに企業評価と企画提案ごとの配点及び合計点を示した選定評価結果一覧が既に開示されている。

これらの文書は、企画提案書の内容を、業務実績や実施体制についての企

業評価と、理解力、提案力、計画力についての企画提案の評価に分けて配点をして記載しているものであり、本件プロポーザル方式における提案に対する評価にとどまらず、当該法人の企画能力、技術力、事業遂行能力などの評価も含まれており、これらの評価が明らかになると、法人の社会的評価に影響を与えると認められる。

したがって、選定業者以外の参加業者名を開示することにより、既に開示されている他の情報と組み合わせることによって、上記の評価が明らかになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから、条例第8条第1項第3号に該当し、本件処分のとおり、非開示とすることはやむを得ない。

(3) 選定業者の企画提案書について

本件行政文書のうち別紙1の17及び37には、選定業者の企画提案書が含まれている。

実施機関は、当該企画提案書については、提案企業の持つ豊富な経験と高い専門知識、高度な企画・調整能力及び技術力を基に、募集要領で指定した様式に企業オリジナルの論点整理や文章表現、図表、フォント、色彩などを駆使して作成されているため、これらを公開することは、当該企業のアイデアやノウハウを流出させることになると主張する。

また、本件業務は、今後他の水道事業体において類似事業が実施される蓋然性が高いと考えられることから、企画提案書の開示により企業のノウハウを公開することは、当該企業の競争上の地位を損なうおそれがあると主張する。

そこで、当該企画提案書の内容がノウハウに該当するかを個別に見ていくと、「業務実績」については、当該法人が過去に国や地方自治体等からの発注を受け、業務を実施してきた実績及びその成果について記載されているものであり、これらについては、そもそも当該公共事業の発注者が委託業務自体を既に明らかにしているもの等であると考えられる。

また、企画提案募集要領に示された様式のタイトルと同じ文言を使用した見出し部分については、一般に公開されている調査業務委託企画提案募集要領等の趣旨により明らかな事実であると言える。

これらのことから、「業務実績」及び当該企画提案書のうち同募集要領の様式と同じ見出し部分（フォントや色彩を含む。）については、当該法人のノウハウとまでは言えず、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められないことから、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

また、審査請求書に添付された、別紙資料①「上工下水デューデリジェンス調査業務委託・企画提案書 7月6日に公営企業管理者より示されたサンプル」及び別紙資料②「みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査業務委託・企画提案書 7月6日に公営企業管理者より示されたサンプル」が、本件処分と比較して開示部分に変更されていることについて、当審査会が平成31年1月8日付けで実施機関に意見を聴いたところ、実施機関は、条例第9条ただし書の規定を適用せずに条例第8条第1項第2号及び第3号に規定する非開示情報を除いた場合の例示として示したものであり、有意の情報は記載されていないと主張している。

しかし、本件処分では非開示であった「2. 業務委託の内容」以下の一文が開示になっている等、明らかに有意な情報が記載されており、この主張は失当である。

そして、当該サンプルにおいて新たに開示とされた部分については、新聞報道等により公知の情報となっている事実、及び、一般に公開されている調査業務委託企画提案募集要領等の趣旨により明らかな事実（以下「公知の情報等」という。）と考えられ、その表現に法人のノウハウにあたるような特別の工夫が施されているとは認められないことから、選定業者のノウハウとまでは認められず、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとは認められない。

したがって、少なくとも、公知の情報等については、条例第8条第1項第3号には該当せず、開示すべきである。

よって、実施機関は、本件処分を取り消し、少なくとも公知の情報等について、改めて開示決定を行うべきである。

なお、実施機関が改めて開示・非開示の判断を行うに当たっては、前記第5の1の情報公開の趣旨に則り、本件開示請求の対象となった調査業務が終了し、報告書が作成され公開されている現時点の状況を踏まえ、行うべきことを申し添える。

- (4) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり、当審査会は、本件処分のうち選定業者以外の参加業者名について非開示とした決定はやむを得ないが、選定業者の企画提案書について非開示とした決定は取り消し、3の(3)を踏まえ、改めて開示決定等を行うべきであると判断した。